

# 消防の動き



- 住宅用火災警報器の設置状況の集計結果(平成23年6月時点)
- 平成23年度国の補正予算(第1号)に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 消したはず

# 決めつけないでもう一度

## 秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日

備えよう!  
住宅用  
火災警報器



武井 咲

後援：消防庁 全国消防長会

制作：財団法人 日本防火・危機管理促進協会

宝くじは、  
地方自治体の公共事業等に  
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、  
病院や検診車、図書館や動物園、  
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、  
皆様の暮らしに役立てられています。



財団法人 日本宝くじ協会

「平成23年秋の全国火災予防運動」 広報用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# 気象災害の予防について



## 根本 美緒

消防審議会委員 (気象予報士・フリーキャスター)

東日本大震災では、多くの消防の方々が救助に駆けつける姿に、本当に胸を打たれました。消防という仕事は、人を助ける、人の命を守る仕事なんだな、ということを改めて思ったりしていました。気象予報士の仕事において一番大切なことは気象災害の予防です。あくまで情報を伝えることしかできませんが、それによって皆さんの命を未然に守る、それが一番の任務だと思っています。

私は「みのもんたの朝ズバッ！」という番組に気象予報士として5年間携わってきました。様々な気象災害を報道する中で、とある犠牲者の方の「もう、二度とこんな事故が起きないように、しっかり報道してください。」という声を聴いて、考えさせられました。気象予報士として、私はちゃんとお役に立っているのだろうか…と。気象災害を未然に防ぐべく、適切にかつ迅速に情報をお伝えすることで、結果として、悲しいニュースをお伝えしなくていいようにできる限りのことをしたいとは思っているのに、残念ながらなかなか災害はなくなりません。

先日来た台風第12号。早い段階から日本に接近上陸するだろうということはわかっていました。ただ、いかんせん、偏西風になかなか乗っていかないという夏台風独特の、ゆっくりとしたスピード。そして進行方向も定まらない。しかも、このところの地球温暖化もあり、海水温が上がっていることから、台風が衰えることなく発達した状態で近づいてきて、結果としてあちこちで河川の増水や氾濫、土砂災害が相次いだのです。もちろんここ数年だけでも天気予報は少しずつ進化していて、台風の予報も5日先まで出せるようになりましたし、レーダーの情報も5分間隔で届くようになるなど、予報の精度は上がってきています。一方で地球の温暖化も進み、これまでの季節感とは違った現象も多々出始め予報を難しくしている部分もあります。さらに、短時間強雨の増加も顕著です。1時間に50ミリ以上のスコールのような降り方をする雨の回数が増えてきているのです。いくら予報の精度が上がってきているからとはいえ、まだ、小さな範囲で起こる短時間強雨や雷、竜巻、などによる被害はあとをたちません。もっとこう言っておけば…とか、もっと早い段階で情報を出せなかったのか、反省する一方で、土砂災害に関しては気象の予報だけでは解決できない部分もあります。それは国土自体が非常に土砂災害が起きやすい状態にあるからです。土砂災害警戒区域は全国47都道府県で、なんと22万5,683か所。(平成23年7月31日現在)。平成21年9月では14万693か所でしたから、今なお増えています。その背景には林業の衰退もあり、植林が進まないということもあり、はげ山が増えたり、木の老木化で根が腐り、土砂災害警戒区域を増やす一因になっています。人々の安全を守るためにまず国としてこの問題に着手すべきだと思う一方、気象災害は今、より一層起きやすい、と皆さんの中で危機感を日々持って頂けるように私たち気象予報士ももっと頑張ってお伝えしないとイケませんし、一人一人の命の重さをしっかり考えながら仕事したいと思う今日この頃です。



## 住宅用火災警報器の設置状況の集計結果 (平成23年6月時点)

予防課

### 1 はじめに

消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の設置率について、平成23年6月時点での推計を実施しました。その結果、全国の推計設置率は71.1%で、前回推計結果（平成22年12月時点）の63.6%から7.5ポイント上昇していることが分かりました。また、平成23年義務化の地域では10.2ポイント上昇し、平成22年までに義務化済みの地域では、4.9ポイント上昇していることが分かりました。

〈推計設置率（全国）〉

|                | 総世帯数<br>(万世帯)   | うち推計<br>設置世帯数<br>(万世帯) | 推計<br>設置率    |
|----------------|-----------------|------------------------|--------------|
| H22年までに<br>義務化 | 2,467万世帯        | 1,865万世帯               | 75.6%        |
| H23年<br>義務化    | 2,412万世帯        | 1,605万世帯               | 66.5%        |
| <b>全 国</b>     | <b>4,879万世帯</b> | <b>3,470万世帯</b>        | <b>71.1%</b> |

〈推計設置率（ブロック別）〉

| ブロック     | 地域数          | 推計設置率        |
|----------|--------------|--------------|
| 北海道      | 67地域         | 72.5%        |
| 東 北      | 99地域         | 67.6%        |
| 関 東      | 205地域        | 72.9%        |
| 東 海      | 73地域         | 73.4%        |
| 東近畿      | 89地域         | 74.5%        |
| 近 畿      | 62地域         | 71.2%        |
| 中 国      | 52地域         | 64.5%        |
| 四 国      | 54地域         | 58.2%        |
| 九 州      | 136地域        | 70.2%        |
| <b>計</b> | <b>837地域</b> | <b>71.1%</b> |

注1) 調査対象からは、東日本大震災において、全壊、半壊の戸数が、全戸数の2割以上を占める地域並びに警戒区域及び計画的避難区域に指定された箇所が大半を占める地域を除いている。

注2) 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住警器の設置が免除される場合も「推計設置世帯数」に含む。

注3) 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。

注4) 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

〈前回推計結果（H22.12時点）〉

|            | 総世帯数<br>(万世帯)   | うち推計<br>普及世帯数<br>(万世帯) | 推計<br>普及率    |
|------------|-----------------|------------------------|--------------|
| <b>全 国</b> | <b>4,906万世帯</b> | <b>3,119万世帯</b>        | <b>63.6%</b> |

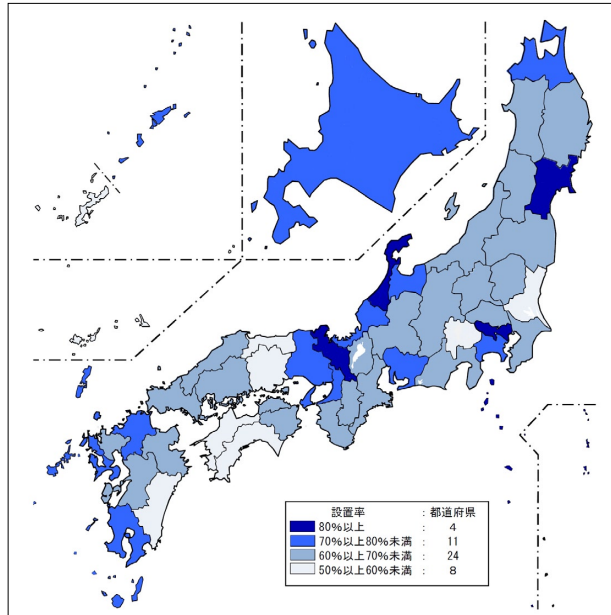
※「ブロック」は全国消防長会の支部を単位としている。

### 2 都道府県別に見る住宅用火災警報器の設置率

推計設置率を都道府県別にみると、東京都の88.2%が最も高く、次いで宮城県87.2%、石川県82.2%の順となっています。



| 都道府県名 | 推計設置率 | 前回の差   |
|-------|-------|--------|
| 滋賀県   | 68.7% | +10.7% |
| 京都府   | 81.9% | +6.3%  |
| 大阪府   | 70.7% | +8.4%  |
| 兵庫県   | 72.1% | +9.0%  |
| 奈良県   | 60.7% | +4.8%  |
| 和歌山県  | 69.0% | +9.2%  |
| 鳥取県   | 58.3% | +17.7% |
| 島根県   | 65.5% | +18.8% |
| 岡山県   | 59.1% | +8.5%  |
| 広島県   | 68.0% | +15.7% |
| 山口県   | 66.4% | +14.6% |
| 徳島県   | 60.0% | +8.5%  |
| 香川県   | 62.7% | +12.3% |
| 愛媛県   | 54.2% | +8.8%  |
| 高知県   | 58.6% | +4.2%  |
| 福岡県   | 78.2% | +5.0%  |
| 佐賀県   | 63.5% | +10.3% |
| 長崎県   | 78.1% | +4.3%  |
| 熊本県   | 65.4% | +7.2%  |
| 大分県   | 69.2% | +21.5% |
| 宮崎県   | 57.3% | +11.3% |
| 鹿児島県  | 70.8% | +12.5% |
| 沖縄県   | 51.3% | +6.9%  |
| 全国    | 71.1% | +7.5%  |

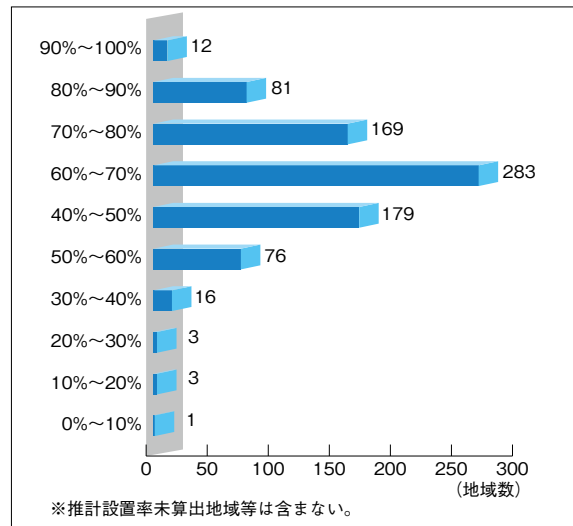
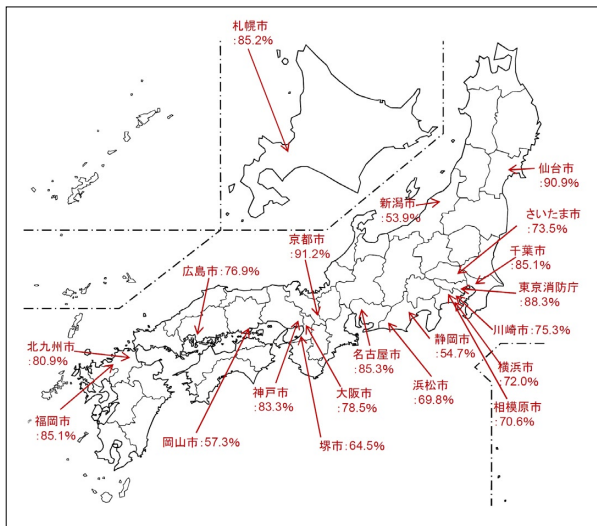


| 都道府県名 | 推計設置率 | 前回の差   |
|-------|-------|--------|
| 北海道   | 72.5% | +6.1%  |
| 青森県   | 71.2% | +0.0%  |
| 岩手県   | 61.0% | +8.9%  |
| 宮城県   | 87.5% | +5.5%  |
| 秋田県   | 62.3% | +12.6% |
| 山形県   | 64.8% | +15.4% |
| 福島県   | 60.5% | +6.4%  |
| 茨城県   | 54.9% | +5.2%  |
| 栃木県   | 64.6% | +1.8%  |
| 群馬県   | 63.4% | +4.7%  |
| 埼玉県   | 65.7% | +2.8%  |
| 千葉県   | 67.7% | +3.4%  |
| 東京都   | 88.2% | +9.0%  |
| 神奈川県  | 70.6% | +9.2%  |
| 新潟県   | 60.1% | +10.3% |
| 富山県   | 74.4% | +0.6%  |
| 石川県   | 82.2% | +2.2%  |
| 福井県   | 77.6% | +20.8% |
| 山梨県   | 53.8% | +11.3% |
| 長野県   | 69.6% | +3.7%  |
| 岐阜県   | 61.1% | +13.4% |
| 静岡県   | 65.6% | +0.0%  |
| 愛知県   | 77.8% | +6.9%  |
| 三重県   | 68.7% | +4.2%  |

〈推計設置率（地域別）〉

### 3 地域別に見る住宅用火災警報器の設置率

推計設置率を政令指定都市別に見ると、15都市が70%を超えています。また、地域別に見ると、60%～70%である地域が283地域と最も多くなっています。



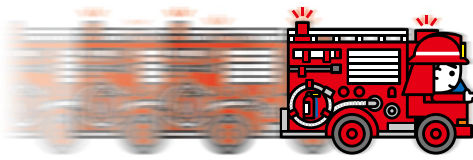
〈推計設置率（政令指定都市等別）〉

〈推計設置率（地域別）〉

### 4 おわりに

我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少を続けているなど一定の効果が現れているものの、全国では未だ設置していない世帯が約29%にのぼり、さらには推計設置率が約50%程度にとどまっている地域もあるのが現状です。

消防庁としては、平成23年9月7日（水）に開催した「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取組方針を示したところであり、住宅火災による被害の更なる軽減を図るためにも、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくこととしています。



## 平成23年度国の補正予算(第1号)に係る 消防防災施設災害復旧費補助金及び 消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定

### 消防・救急課

消防庁は、8月5日付けで、平成23年度国の補正予算(第1号)に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定を行いました。

#### 1 補助金の概要

消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金は、本年3月11日に発生した東日本大震災により被災した消防防災施設等の復旧を緊急に実施するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。)第7条に基づき、補助率3分の2の補助金として創設され、一次補正予算に計上されました。

一次補正予算額は消防防災施設災害復旧費補助金が207億7,946万6千円、消防防災設備災害復旧費補助金が73億270万7千円の総額280億8,217万3千円となっています。

補助事業の対象者は、東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体である県及び市町村並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合です。

補助金の交付にあたっては、地方公共団体にとって使い勝手のよい補助金となるように配慮し、消防防災関係の施設や設備について幅広く補助対象としたほか、

- ・個別の施設・設備ごとの補助基準額を廃止し、実支出額を補助対象経費とする。
- ・本来の補助事業では新規製品のみを補助対象としているが、今回の災害により一部を損壊した施設等については、修繕費も補助対象経費とする。
- ・零細補助基準(1団体当たりの補助金交付決定額の下限)を適用しない。

などにより、地方公共団体の被災の状況に応じて交付できることとしました。

#### 2 交付決定の概要

##### (1) 交付決定額

交付決定額の総額は37億3,843万6千円で、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設災害復旧費補助金 30億4,769万1千円
- ② 消防防災設備災害復旧費補助金 6億9,074万5千円

##### (2) 補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設災害復旧費補助金の主な対象施設としては、消防庁舎20団体、消防団拠点施設等整備事業(団詰所等)11

団体、防災行政無線施設(局舎、鉄塔等)14団体等について交付決定を行いました。

また、消防防災設備災害復旧費補助金の主な対象設備としては、消防団設備総合整備事業(車両、資機材等)3団体、防災行政無線設備(親局、個別受信機等)15団体等について交付決定を行いました。

#### 3 県別補助金交付決定状況

各県別の交付決定額は、以下の表のとおりです。

平成23年度国の補正予算(第1号)に係る  
消防防災施設災害復旧費補助金  
及び消防防災設備災害復旧費補助金交付決定状況

(単位:千円)

|    | 消防防災施設<br>災害復旧費補助金 | 消防防災設備<br>災害復旧費補助金 | 合計        |
|----|--------------------|--------------------|-----------|
| 青森 | 10,852             | 2,824              | 13,676    |
| 岩手 | 458,388            | 117,734            | 576,122   |
| 宮城 | 592,142            | 227,631            | 819,773   |
| 福島 | 713,713            | 292,979            | 1,006,692 |
| 茨城 | 1,008,037          | 47,517             | 1,055,554 |
| 栃木 | 248,104            | 0                  | 248,104   |
| 千葉 | 7,671              | 0                  | 7,671     |
| 新潟 | 8,784              | 2,060              | 10,844    |
| 長野 | 0                  | 0                  | 0         |
| 合計 | 3,047,691          | 690,745            | 3,738,436 |

なお、各市町村の交付決定額等については消防庁ホームページに掲載しています(<http://www.fdma.go.jp/>)。

#### 4 その他

今回の交付決定では、被災した消防防災施設等の修繕による復旧や、応急的な復旧が多く、交付決定額は一次補正予算額の約13%にとどまっています。甚大な被害を受けた消防防災施設等においては、消防庁舎の新築や消防指令センターの新設などの本格的な復旧がこれから実施される予定です。

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令(平成23年政令第261号)において特定被災地方公共団体が追加され、補助事業の対象者が拡大したところです。

今後とも、地方公共団体からの要望に応じて追加交付決定を実施する予定です。

# 「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」の発足

危険物保安室

## 1 目的

近年、リチウムイオン電池は携帯電話やパソコン、電気自動車等に使用され、広く一般に普及してきています。

リチウムイオン電池の電解液は、石油製品等と同様の危険性を有する危険物（引火性液体）であることから、大量のリチウムイオン電池を貯蔵又は取り扱う施設については、消防法令の規定により危険物施設として一定の安全対策を講ずることとされています。

一方、平成23年3月6日に行われた行政刷新会議による規制仕分けにおいて、安全性の確保を大原則としつつ、リチウムイオン電池の火災危険性を再検証することが求められ、また今般の電力需給対策としてもリチウムイオン電池は有効であると考えられていることから、早期の検証が求められています。

このような状況を踏まえ、リチウムイオン電池の火災危険性について再検証を行うとともに、リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方等について検



## リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会委員

(五十音順、敬称略)

(座長)

小林恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター 教授

(委員)

朝倉吉隆 社団法人 日本自動車工業会 電池WG副主査

池田秀範 大阪市消防局 予防部 規制課長

大竹晃行 東京消防庁 予防部 危険物課長

小田 佳 社団法人 電池工業会 法規ワーキング副主査

越谷成一 川崎市消防局 予防部 危険物課長

佐藤祐一 神奈川大学 客員教授

菅原 浩 社団法人 日本自動車工業会 電池WG主査

辰巳国昭 独立行政法人産業技術総合研究所 ユビキタスエネルギー研究部門 主幹研究員

田中栄一 独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター 技術業務課 主査

塚目孝裕 消防研究センター技術研究部 主幹研究官

鶴田 俊 秋田県立大学 システム科学技術学部 教授

寺田正幸 社団法人 電池工業会 法規ワーキング 主査

中満和弘 社団法人 電池工業会 次世代蓄電池委員長

野上光造 社団法人 電池工業会 推薦委員

討することを目的に、「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」を発足し、8月9日に第1回検討会を開催しました。

## 2 検討内容

検討会では、次の項目について検討を行います。

- (1) リチウムイオン電池の火災危険性についての再検証
- (2) リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方について
- (3) その他、必要な事項について

## 3 第1回検討会の内容

8月9日（火）に開催された第1回検討会では、検討会の趣旨が説明され、電気用品安全法等に基づき講じられているリチウムイオン電池の安全対策や既往の実験結果、過去の事故発生状況等について、検討が行われました。リチウムイオン電池の火災危険性については、電気用品安全法等により、当該電池から出火する危険性は低減がされてきていること、また、火災などの際に、電池が火炎に曝されると圧力低下機構（安全弁）が作動し、電池の電解液を噴出して激しく燃焼する着火危険性はあること等の議論が行われました。

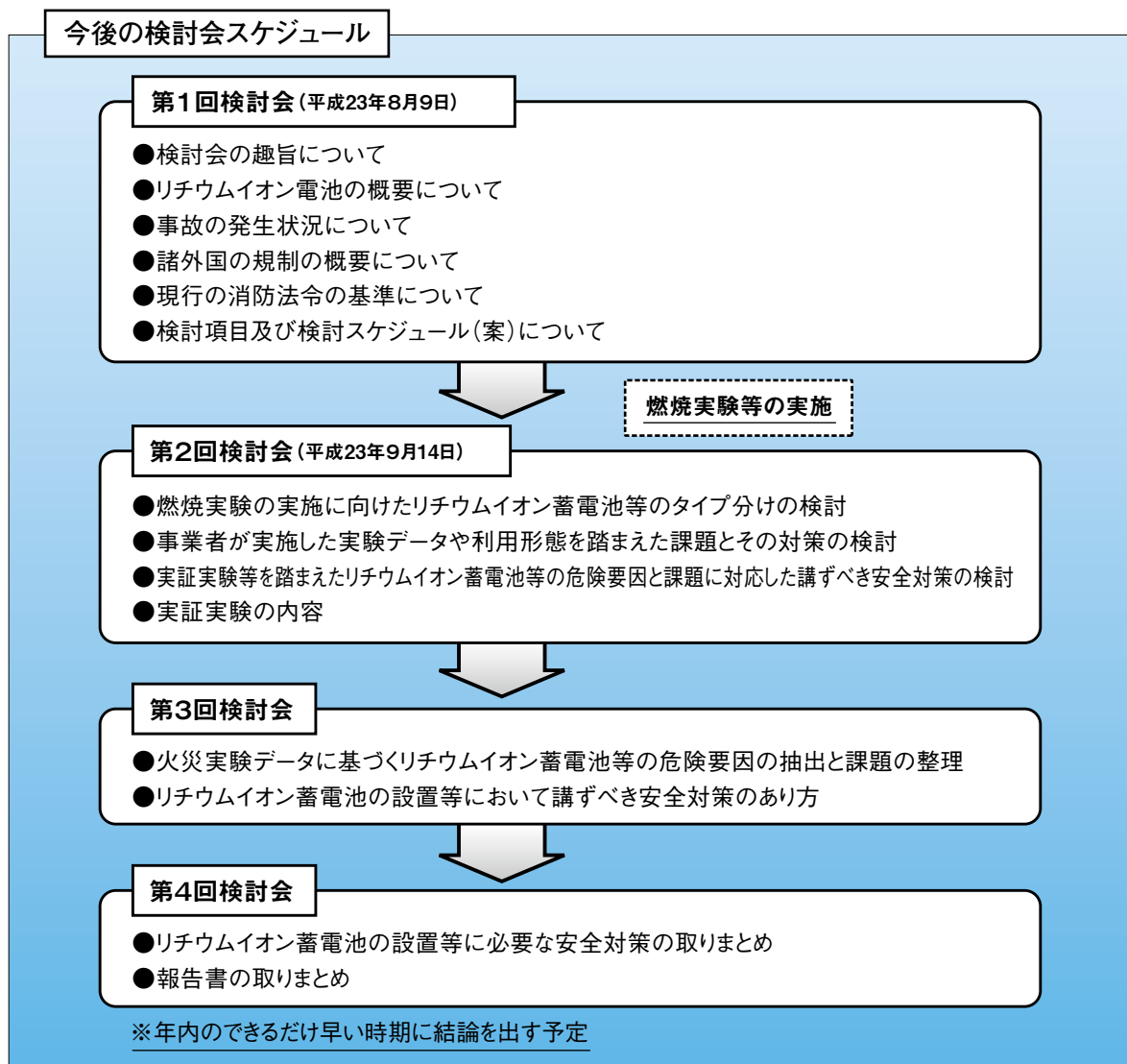
これらの議論を踏まえ、具体的な検討内容については、事業者等の要望等に基づき、リチウムイオン蓄電池シス

テムを建築物の地階や屋上、もしくは建築物に設置されている自家発電設備付近に設置する場合に必要な安全対策及びリチウムイオン電池を大量に保管する倉庫に必要な安全対策のあり方について、実証実験を行った上で検討を進めることとされました。

## 4 今後の検討スケジュール

### 第1回検討会の議論を踏まえた検討スケジュール

第1回検討会における議論を踏まえ、第2回検討会で実証実験の内容等について議論を行い、実証実験を実施した後、年内のできるだけ早い時期に結論を得るよう検討を進めることとしています。





# 異常現象発生時における 通報の迅速化について

## 特殊災害室

### 1 はじめに

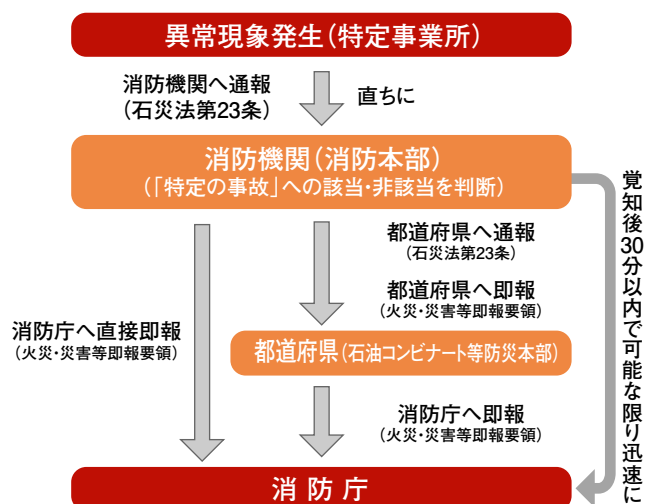
石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）では、災害発生の要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているため、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が大きく、これら特別防災区域に係る災害の発生に対しては、被害拡大の防止及び被害の軽減を図るために、総合的かつ一体的な災害防除活動の実施が必要とされます。石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）では、災害防除活動を迅速に行うため、特定事業所において、出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した時には消防機関等へ直ちに通報することとなっています。

また、この時、消防機関で覚知した事象が、「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、都道府県へ即報され、さらに直接即報基準に該当すると、都道府県への即報に加え、直接消防庁へ即報することとされています（図1参照）。

このように、異常現象の通報は、石油コンビナートにおける災害の発生や拡大を防止するため、消防機関、石油コンビナート等防災本部などの防災機関が応急対応を行うきっかけになるほか、国における消防機関の災害応援体制を確立するためにも重要なものとなっています。

しかし、異常現象発生時における通報の実態としては、災害の発生から30分以上経過した後の通報が約3割を占

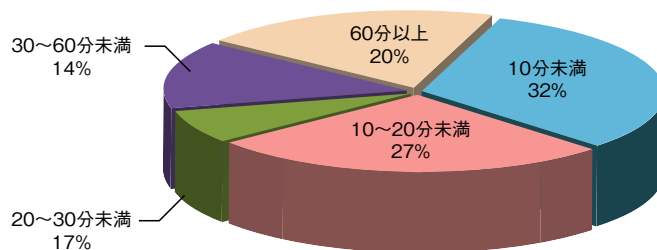
図1 異常現象発生時における通報と消防庁への即報



める等(図2参照)、通報に時間を要しているものが多く、消防機関等による消防防災活動に支障をきたし、災害及び被害の拡大につながることも懸念される状況にあります。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成22年度に「異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討会」を開催し、異常現象発生時における通報の実態を詳細に調査し、通報が遅れる要因について分析を行い、異常現象発生時における通報を迅速化する方策について検討を行いましたので概要を紹介いたします。

図2 平成21年中の通報状況



### 2 異常現象発生時における通報の迅速化方策

検討会において、平成21年中に発生した事故等のうち、通報に30分以上の時間を要した事故等について、通報が遅れた理由を関係消防本部に対して調査を行い、また委員から示された通報が遅れる要因についての意見を整理し、これらの抽出された各要因に対する方策を検討した結果は以下のとおりです（図3参照）。

#### (1) 異常現象の範囲に関すること

##### ア 異常現象の範囲の明確化

異常現象の範囲が明確でない部分があり、迅速な判断ができずに通報遅れの要因につながっていることから、曖昧な部分についての見直しを行う必要があります。

特定事業者は、自ら作成している通報マニュアル等に「判断に迷った場合における対応」について明示し、従業員（協力会社等の従業員を含む。）への異常現象の通報に関する教育、訓練等の充実に努めることが望まれます。

##### イ 軽微な応急措置で対応できた事象の取扱い

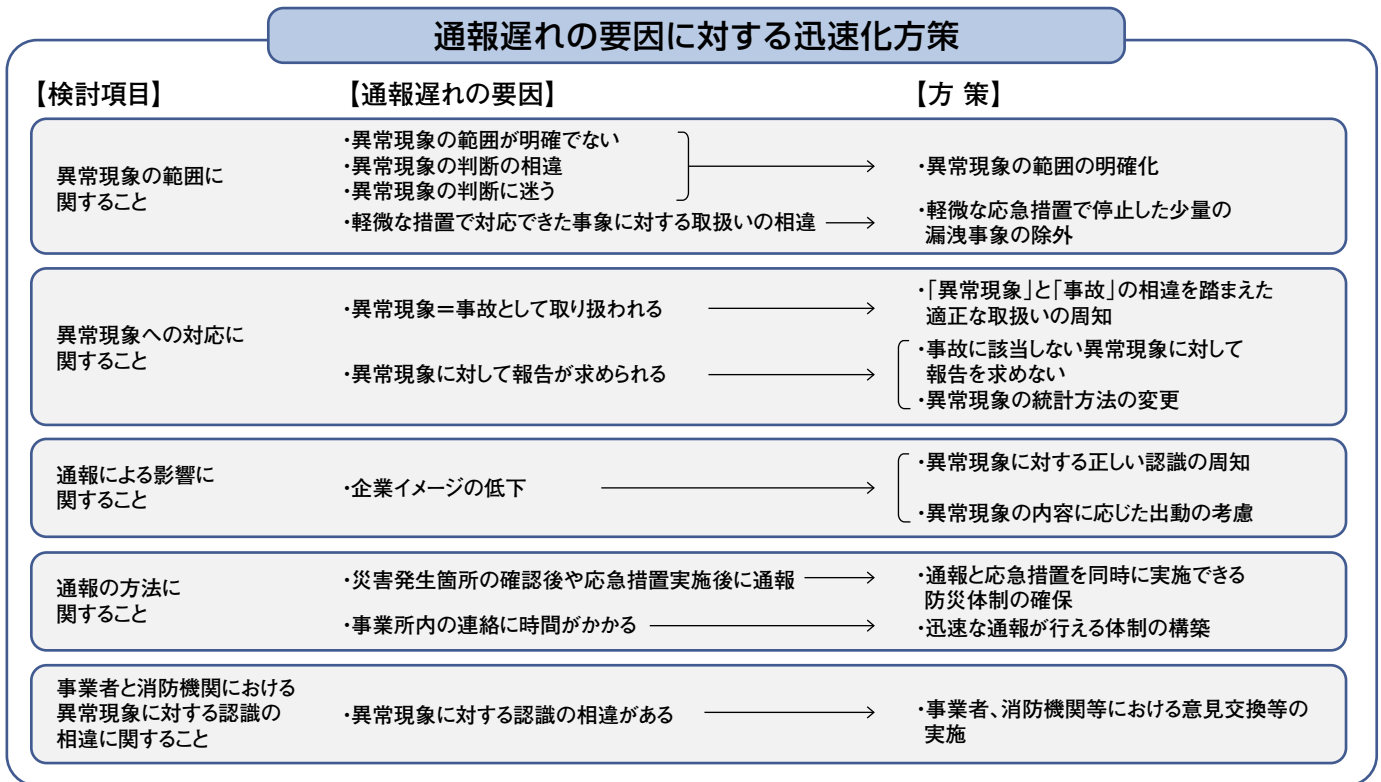
軽微な応急措置で対応できた漏洩事象については、災害拡大の危険性が著しく低いと考えられ、一定の要件を満たすものは、異常現象から除くことが適当です。

#### (2) 異常現象への対応に関すること

##### ア 「異常現象」と「事故」の相違を踏まえた適正な取扱い

「異常現象」と「事故」は、範囲及び事故発生に対する対応について相違があることから、これを踏まえて適正に対応することが適当であると考えられます。

図3 通報遅れの要因に対する迅速化方策



### イ 異常現象に対する報告・統計方法の変更

「異常現象」は通報が必要とされる現象であり、その現象の発生をもって一律に報告を求めることは、石災法の趣旨からは適当ではないと考えられます。なお、発生した事象の内容を勘案し、事象に応じて適切に報告を求めることは可能です。

一部の道府県や消防機関が異常現象の発生に対して特定事業者からの報告を求める背景に、消防庁の統計において、異常現象が報告の対象とされていることが考えられるため、当該統計の報告の対象を見直す必要があります。

### (3) 通報による影響に関すること

#### ア 異常現象に対する正しい認識の周知

各事業者は周辺住民に対して、説明会等で異常現象の定義、異常現象が発生した時の対応及び町会等への広報実施について説明し、信頼関係を構築することが望まれます。関係行政機関は防災訓練等で、特別防災区域の防災体制、異常現象の発生状況や対応状況を広報し、周辺住民の理解を深めるよう努めることが望まれます。

#### イ 異常現象の内容に応じた出勤の考慮

特別防災区域内で発生した事象は、災害及び被害等が拡大する危険性の高い事象が全てではないため、限られた消防力を有効に活用するという観点と、特定事業者における異常現象の通報への躊躇をなくし迅速な通報を確保する観点から、発生した異常現象の規模、被害拡大の危険性等、出勤体制の変更を決定できるだけの情報が通報される時に異常現象の内容及び地域の実態に応じた出勤体制で対応することが望まれます。

### (4) 通報の方法に関すること

石災法では、特定事業者に対して2名以上の防災要員を置くことを義務付けており、通報と応急措置の役割分担を明確にし、通報と応急措置を同時に実施できる防災体制を確保する必要があります。通報に際しては、情報収集に時間をとられることなく、異常現象と認識した時点で定められた手順で通報する必要があります。特定事業所ごとに、あらかじめ迅速な通報が行える体制を構築することが重要です。

### (5) 事業者と消防機関等における異常現象に対する認識の相違に関すること

事業者と消防機関等において意見交換等を実施し、共通認識の醸成を図ることが重要であり、消防機関等と各事業者が参画する地域協議会等の連絡会や石油コンビナート等防災本部の会議を開催する等により、異常現象に関する意見交換の場を設け、その中で異常現象に関する内容（不明点、問題点等）について議論等を実施することで、消防機関等と各事業者間において異常現象に対する共通認識を得て、消防機関等と各事業者の合意に基づく、地域や事業所の実態、実情に応じた運用を行うことが望まれます。

## 3 おわりに

消防庁では、検討結果をもとに関係消防機関及び関係道府県とともに、特定事業者が迅速な通報を確実に実施できるよう、今後措置を講じていく予定です。

# 平成23年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

総務課

去る8月10日（水）都道府県会館において、鈴木克昌総務副大臣（当時）、久保信保消防庁長官、秋本敏文日本消防協会理事長、長澤純一日本消防設備安全センター理事長などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者総務大臣表彰は、「安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育又は災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、又は貢献した方々の士気高揚を図る」という目的で、消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として行っているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、「国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、

消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び婦人（女性）防火クラブ員の士気高揚を図る」という目的で行っているものです。

平成23年度安全功労者総務大臣表彰受賞者

個人19名、団体10団体

平成23年度消防功労者総務大臣表彰受賞者

消防団員7名、婦人(女性)防火クラブ員5名



安全功労者総務大臣表彰受賞者（個人）



安全功労者総務大臣表彰受賞者（団体）



消防功労者総務大臣表彰受賞者（消防団員）



消防功労者総務大臣表彰受賞者（婦人（女性）防火クラブ員）

# 第11回レスキューロボットコンテストにおける 消防庁長官賞の授与について

消防技術政策室／消防研究センター

## 1. レスキューロボットコンテストの開催について

平成22年8月6日（土）～7日（日）に、神戸サンボーホール（兵庫県神戸市）で第11回レスキューロボットコンテストが開催されました（消防庁特別共催）。

消防庁では、自治体消防制度60周年の記念事業として第8回（平成20年）に初めて消防庁長官賞を設け、その後も継続して、先進的な科学技術の導入等により要救助者の負担軽減と効率的な救助を実現したチームに対して表彰を行い、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。

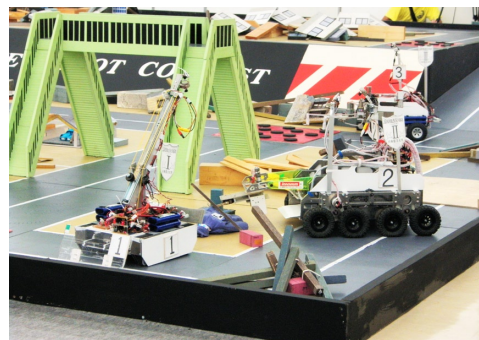


第11回レスキューロボットコンテストポスター

## 2. レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキュー技術の研究については、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえて、救命救助機器の技術的課題に関する様々な検討が行われました。この中で、ロボット技術の研究は活発になり、今日までに大きく発展しました。それらロボット技術の中からは、今回の東日本大震災における福島原子力発電所事故の調査活動に活用されるものも現れたところでした。

レスキューロボットコンテストは、参加者が製作したロボットでコンテストの課題（ガレキに埋もれた要救助者の救助）に取り組むことで、レスキュー活動の重要さや難しさについて自ら考えるとともに、将来的にレスキュー機器の開発に携わる青少年を育成することや、防災やレスキューの必要性について広報することを目的としています。



要救助者（ダミー人形）の救出にあたる「SHIRASAGI」1号機（左）、2号機（右）

## 3. 消防庁長官賞受賞チーム

今回の消防庁長官賞は、兵庫県立大学 ロボット研究会が製作した「SHIRASAGI」が受賞し、コンテスト本選当日に松原美之消防庁消防研究センター所長から表彰状と盾が授与されました。

「SHIRASAGI」は、役割・機構が全く異なる3機のロボットが連携して救助するというコンセプトで製作されたもので、受賞理由としては、独創的な技術により要救助者個人情報識別率を向上させた点、ロボットアームを正確に遠隔制御する「マスター・スレーブ制御」の導入により要救助者に負担を与えない“優しい”救助を実現した点などが高く評価されたものです。



兵庫県立大学 ロボット研究会（消防庁長官賞受賞）  
前列右から、土井智晴レスキューロボットコンテスト実行委員長、  
松原美之消防研究センター所長

コンテスト当日の詳細については、  
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ  
<http://rescue-robot-contest.org/index.html>  
を参照ください。

# 「平成23年度子ども霞が関見学デー」の開催

## 総務課

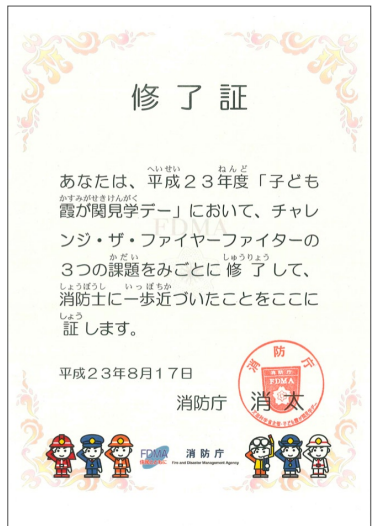
「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会と親子のふれあいを深めるとともに、各府省庁の施策に対する理解を深めてもらうことを目的に消防庁をはじめ24府省庁がそれぞれの特徴を生かし、工夫を凝らして、8月17日（水）、18日（木）に開催されました。

消防庁では、中央合同庁舎第2号館 北側（警視庁側）駐車場にブースを設け、楽しみながら「消防の仕事」を学んでもらうため、「チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～」と題し、東京消防庁防災部防災安全課、企画調整部広報課、麹町消防署、京橋消防署にご協力をいただき実施しました。

「チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター」は、3つのチャレンジにそれぞれ課題を設け、全てのチャレンジをクリアした子どもたちに修了証を交付しました。

また、「防災グッズ、防災パネル展示コーナー」では、地震パネル、住宅用警報器展示ミニハウス、更には東日本大震災で東京消防庁が災害現場で使用したのと同じ太さのホース（150mm）等（18日）を展示し、「消防写真館」ではミニ消防服等を着て救助車（17日）、はしご車（18日）の前で記念撮影を行いました。

今年度の「子ども霞が関見学デー」の2日間で、消防庁及び総務省を訪れた子どもたちの数は727人（保護者も合わせると1,233人）で、「平成23年度子ども霞が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。



チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター  
修了証

- ☆チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター  
～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～
- チャレンジ①  
地震に負けるな！（地震の揺れを体験しよう）
- チャレンジ②  
煙の中を突き進め！（煙ハウスに入ってみよう）
- チャレンジ③  
火事だ！火を消せ！（消火器を使ってみよう）
- ☆消防写真館 ～ミニ消防服を着て写真を撮ろう～
- ☆防災グッズ、防災パネルの展示コーナー



チャレンジ①「地震にまけるな！」



チャレンジ②「煙の中を突き進め！」



チャレンジ③「火事だ！火を消せ！」



防災パネル、防災グッズの展示



消防写真館の様子



# 第26次消防審議会（第2回）を開催

総務課

平成23年8月24日（水）に、第26次消防審議会（第2回）を開催しました。今回は、久保信保消防庁長官から消防審議会吉井博明会長に東日本大震災を踏まえた消防防災体制のあり方について諮問を行いました。その後、吉井会長より津波避難行動に関する調査結果概要について発表があったほか、庁内各種検討会からの開催経過の報告などを行い、それをもとに審議が行われました。

なお、消防審議会の資料及び議事要旨は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

## 【議事】

### 《諮問》

東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方について

### 《審議事項》

- (1) 津波からの避難等について
  - ア 津波避難行動に関する調査結果概要
  - イ 『地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会』について
- (2) 緊急消防援助隊の制度と今後の課題について
- (3) 『救急業務のあり方に関する検討会』について
- (4) 『東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会』について



諮問の様子

## 消防審議会委員

（平成23年8月24日現在）

### （会長）

吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

### （会長代理）

室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授

### 《消防審議会委員》

石井 正三 社団法人日本医師会常任理事

北村 吉男 全国消防長会会長

（東京消防庁消防総監）

国崎 信江 株式会社危機管理教育研究所代表

小出由美子 NHK視聴者事務局サービス開発部部长

棚橋 信之 社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会安全部会長

田村 圭子 新潟大学危機管理室災害復興科学センター教授

永坂 幸子 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会会長

根本 美緒 フリーアナウンサー

茂木なほみ 主婦連合会常任幹事

山本 忠 財団法人愛媛県消防協会会長

山本 保博 東京臨海病院院長

### 《消防審議会専門委員》

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

今村 文彦 東北大学大学院工学研究科教授

片田 敏孝 群馬大学大学院工学研究科教授

福和 伸夫 名古屋大学大学院環境学研究科教授

山根 峯治 富士重工業株式会社顧問

# 緊急消防援助隊情報

## 消防庁ヘリコプター2号機を京都市消防局に配備 ～西日本における365日・24時間運航体制を構築～

### 応急対策室

#### 1. 経緯

この度消防庁は、消防防災ヘリコプターの西日本における365日・24時間運航体制構築のため、消防組織法第50条の無償使用制度により京都市消防局に2機目の消防庁ヘリコプターを配備しました。

消防庁では、大規模災害が発生した場合、情報収集や緊急消防援助隊の派遣調整等をより迅速かつ的確に行うため、平成18年3月に消防庁ヘリコプター1号機を東京消防庁に配備しており、今回導入した2号機については、1号機と同様の任務に加え、西日本において初めて365日・24時間運航体制を構築する京都市消防局に配備し、緊急消防援助隊の派遣体制等の充実を図ることを目的にしたものです。



#### 2. 特徴

消防庁ヘリコプター2号機は、気象レーダー、衛星航法装置、衝突防止装置、自動操縦装置などを装備するほかデジタル集合計器の搭載により、パイロットのワーク



デジタル集合計器を特徴としたコックピット



ヘリコプターテレビ電送システム（カメラ部分）

ロードが大幅に軽減されているのが特徴です。

また、搭載しているヘリコプターテレビ電送システムでは、フルハイビジョンと赤外線が一体となったカメラ装置と指向性アンテナを採用し、昼夜間を問わない高度な情報収集が実施できます。

このほかイリジウム衛星電話やヘリコプター動態管理システムも搭載しており、通信機能の強化が図られています。

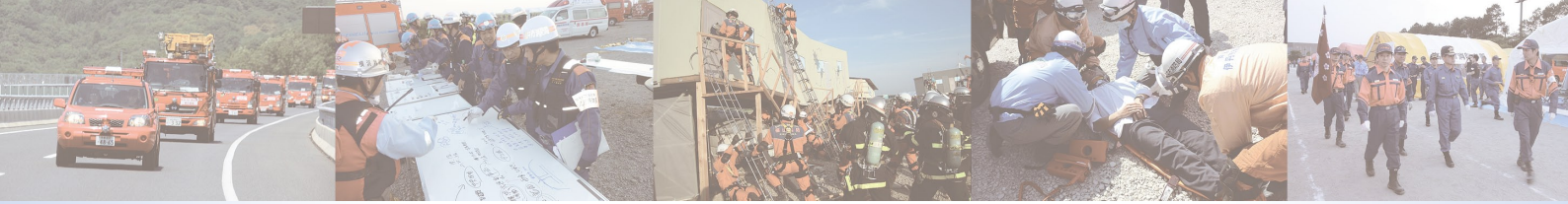
#### 3. 緒元・性能等

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 機体番号   | J A 0 2 F D            |
| 型 式    | ユーロコプター式 A S 365 N 3 型 |
| 全 長    | 1 3 . 7 3 m            |
| 全 幅    | 1 1 . 9 4 m            |
| 全 高    | 4 . 0 6 m              |
| 最大座席数  | 1 4 席                  |
| 最大全備重量 | 4, 3 0 0 kg            |
| 主な装備   | 救助用ホイスト（ホイストカメラ付）      |
|        | ヘリコプターテレビ電送システム        |
|        | イリジウム衛星電話              |
|        | ヘリコプター動態管理システム         |
|        | 拡声装置・投光装置              |

#### 4. 運航

京都市消防局では、「消防庁ヘリコプター2号機」と「ひえい号」の2機体制により、平成23年9月1日から365日・24時間運航を開始しました。

次ページでは、京都市消防局から365日・24時間運航に係るレポートを紹介します。



## 消防ヘリコプターの24時間運航開始！

### 京都市消防局

京都市消防局では、消防庁ヘリコプター2号機の無償使用制度による貸与を受け、平成3年度に整備した「あたご号」を更新し、平成23年9月1日から消防ヘリコプターの24時間運航を開始しました。

当局においては、平成21年度から消防ヘリコプターの365日・24時間運航体制の構築に向け、消防ヘリポートへの航空灯火の設置等による施設改修や操縦士及び整備士の養成、夜間飛行訓練の実施等、24時間運航体制の構築に向け取り組んできたところです。

24時間運航開始後には、これまでの日出から日没までに限定した運航から、昼夜を分かたず運航できることとなり、市民の「いのち」と「くらし」を守る航空消防体制がより一層強化されることになりました。

また、地震をはじめとする自然災害等の大規模災害発生時においては、京都市内はもとより、いち早く被災地へ消防ヘリコプターを派遣し、早期に災害状況の情報収集を行うなど、「安心・安全」への取組を積極的に推進している本市の姿勢を、これまで以上に全国に発信することができると考えています。

24時間運航体制のスタートにより、昼夜を問わず消防ヘリコプターの機動力を活かした災害対応を行うとともに、安全運航を第一として、西日本の防災拠点都市とし



ての京都市の役割を担うため、隊員一同決意を新たに日々の努力と研鑽を重ねてまいります。

#### 【京都市消防航空隊】

京都市消防航空隊は、昭和47年4月1日に全国で4番目の消防航空隊として発足しました。

現在では、消防航空隊長以下15名の人員とユーロコプター式A S 365 N 3型の消防ヘリコプター2機（愛称「あたご」と「ひえい」）で構成されています。

京都市消防航空隊は、火災をはじめ自然災害や大規模災害等における上空からの情報収集活動、林野火災等における空中消火活動や水難及び山岳遭難等の航空救助活動、救急活動並びに物資や消防装備等の空輸などを実施し、京都市民の「安心と安全」を空から守っています。







栃木県 宇都宮市消防本部  
消防長 増 渕 幸 夫

### 魅力あふれる街「住めば愉快だ宇都宮」

宇都宮市は、栃木県の県庁所在地で、東京から北へ約100km、県のほぼ中央に位置しています。総面積は約416km<sup>2</sup>であり、北関東唯一の50万人都市です。

市内は、北部から西部にかけ、羽黒山、多気山、古賀志山などの丘陵があり、良好な自然環境に恵まれ、東部を流れる鬼怒川は地域一帯を潤し、のどかな田園風景が広がっています。

一方、テクノポリス（高度技術集積都市）に地域指定されるなど、工業都市としての顔も持ち、県内では工業製品の出荷額第1位を誇っています。さらに、東日本を縦貫する東北自動車道に加え、今年3月に、北関東3県を横断する北関東自動車道が全線開通したことで、更なる経済の発展が期待されています。

また、本市は「餃子」の街として全国的にも広く知られていますが、それだけではなく、「ジャズ」、「カクテル」、「大谷石」、「自転車」とバラエティあふれる食と文化の街です。



中心市街地で行われた出初式

が大いに盛り上がりました。

そんな魅力あふれる街を皆様にご存知いただくため、ブランドメッセージ「住めば愉快だ宇都宮」を全国に発信しています。

この街と、50万市民の安全を確保するための消防体制は、1本部・4署・9分署、消防職員456名と消防団員2,097名（平成23年4月1日現在）で、消防車両は、はしご付消防自動車6台・救助工作車4台・高規格救急車17台など、計89台です。（詳しくは、当本部ホームページ、消防年報に掲載しております。）

### 日常生活の安心感を高めるため

本市では、第5次宇都宮市総合計画の基本施策の中に「日常生活の安心感を高める」という目標を掲げ、市民の安全・安心の確保に取り組んでいます。このうち、消防本部では、「消防力・救急救助体制の充実」の実現に

向け、「通信体制の高度化」及び「救急救命士の養成」に、重点的に取り組んでいます。

また、市全体で実施する水防訓練とは別に、昨年度から、新たな試みとして、過去に水害が発生した地区や重要水防箇所・急傾斜地危険箇所など52か所を対象に、近隣の住民や自主防災組織、消防団と連携して、避難訓練・水防工法指導などを含めた地域密着型の水防訓練を実施し、延べ6,600名余の市民にご参加いただきました。

その他にも、「都市型ロープレスキュー」の導入や「住宅用火災警報器」の全戸設置など、市民に安全・安心を届けるための施策に、職員一丸となって取り組んでおります。

### おわりに

今年3月11日に発生した東日本大震災では、本市においても震度6強の激しい揺れを観測しました。この影響で地震直後から市内全域で長時間停電となったほか、市の東部を中心に、住家の全壊9

棟・半壊235棟を含む、計1万9千余の建物に被害（平成23年9月1日現在）がありました。特に内陸型工業団地では国内最大規模の清原工業団地で、多くの施設が損壊し、長期間にわたる操業停止を余儀なくされるなど、大きな被害となりました。

この未曾有の災害を受け、消防職・団員への情報伝達をより確実にするため、本年度内を目途に携帯電話によるメール配信での出動指令体制の構築を図る計画であります。

今後も、さらに質の高い消防行政を目指し、市民の安全・安心を確保するため、様々な取組を実施してまいります。



市民とともに実施した水防訓練



住宅用火災警報器設置推進の呼びかけ

## 国技館で自衛消防訓練を実施

### 東京消防庁

東京消防庁本所消防署は9月9日、九月場所を目前に控えた国技館において財団法人日本相撲協会の親方など約100名が参加した自衛消防訓練を実施しました。この訓練は、年三回行われる本場所前に必ず実施しているものですが、今回は震災以来国技館で行う訓練は初めてということもあり、いつも以上に真剣に取り組んでいました。消火器や屋内消火栓を使っての初期消火訓練では、引退したばかりの浅香山親方（元大関魁皇）を先頭に、警備員とともにきびきびとした訓練が実施されました。



放水ホースを使って火を消す元大関・魁皇の浅香山親方

## 水難救助訓練の一般公開を実施

### 横浜市消防局

横浜市消防局は8月13日から15日、横浜市西区みなとみらい地区の帆船日本丸前海上で、水難救助訓練を一般市民に公開しました。訓練は横浜市消防局唯一の潜水専門部隊である中消防署本牧和田水難救助隊が潜水検索活動により発見した要救助者を海上から地上まで特別高度救助隊が救出するという内容です。東日本大震災後の海中検索活動など水難事故対応は海上保安庁、自衛隊というイメージが強く持たれている中、消防の水難救助活動等を市民に対し広くアピールすることが出来ました。



消防の水難救助活動等を市民に公開

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 採用説明会で消防士への第一歩を後押し！

### 加古川市消防本部

加古川市消防本部は8月8日、今年度の採用試験受験を検討している方を対象に、採用説明会を実施しました。当日は52名の方が参加し、個別ブースでの業務説明に加え、放水や空気呼吸器装着などの体験を通して、消防業務への理解を深めていただきました。参加者からは「直接消防士の話を聞くことができ、消防職に対する不安を解消することができた。」「放水体験や救助隊の訓練を見学することができ、消防士になりたい気持ちがより強くなった。」と、大変好評でした。



消防士がつける空気呼吸器装着を体験

## 沖縄DMATとの合同連携訓練を実施

### 那覇市消防本部

那覇市消防本部は8月23日、那覇市消防本部震災対応訓練施設で沖縄DMATと合同連携訓練を実施しました。訓練には、高度救助隊、特別救助隊と県内10医療機関からなる沖縄DMATの医師、看護師、業務調整員が参加し、CSR（狭隘空間での救助）、CSM（瓦礫下の医療）で行う基本活動、災害時における外傷学等について担当医師から指導を受けた後、震災想定訓練を実施しました。今後も、定期的に合同訓練を実施し、救助技術の向上に向け、あらゆる災害に対応できるよう努めます。



救助隊から中の様子を聞き進入するDMAT

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 警防業務リーダー講習会(北海道会場)

消防大学校では、8月5日に北海道消防学校を会場として警防業務リーダー講習会を実施しました。

本講習会は、平成23年度消防大学校教育訓練実施要領に基づき開講予定であった総合教育、専科教育及び実務講習の一部の科やコースが東日本大震災の影響を受けて実施を見送らざるを得なくなったことから、幹部候補生の養成強化と消防大学校の教育の一環として、全国3か所において実施する計画とし、この度第1回目を実施しました。

受講生は、北海道内をはじめ、遠くは関東や甲信越の消防本部から121名の参加者がありました。

カリキュラムの内容としては、消防大学校の教授・助教授による「安全管理」、「現場指揮」などの現場活動理論のほか、昭和女子大学の山崎洋史教授による「リーダー

シップと部下の指導育成」では、教育技法の観点からの部下育成法、武蔵野大学心理臨床センターの笹川真紀子先生による「惨事ストレス対策」では、東日本大震災の最前線で活躍した隊員の意見紹介などを交えた惨事ストレス対策の講義を行いました。

今回の講習会を受講した受講生からは、「リーダーとしての部下育成、活動のあり方等、内容が非常に濃かった。」、「部下への教育方針に迷いが生じている中、自分自身を見直すことができた。」、「今後も可能であれば講習会を継続してほしい。」等の意見が多く寄せられました。

今後、受講生が本講習会で習得した専門知識を糧に、その成果をそれぞれの職場で大いに発揮することが期待されます。



上田教授による安全管理



行村助教授による現場指揮



山崎講師によるリーダーシップと部下の指導育成



笹川講師による惨事ストレス対策

## 危機管理・防災教育科 自主防災組織育成コース(第7回)

8月22日から8月26日までの5日間、消防大学校において危機管理・防災教育科 第7回自主防災組織育成コース(受講生50名)を開講しました。

本コースは、都道府県、市町村及び消防本部等の自主防災組織の育成担当者を対象として、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

消防大学校の多くの課程の中でも、都道府県、市町村の一般行政職員と消防職員とが共に席を並べ学び、寮生活を送る数少ないコースのひとつです。

カリキュラムの編成に当たっては、地域防災の問題点や課題等についての研究と教育・指導技法、訓練手法等の修得を主眼としました。

第7回の今回は、津波により甚大な被害が生じた東日本大震災を踏まえて、津波災害について専門的知識を有する講師による講義、新潟県中越沖地震の際の自主防災活動で成果を挙げ、防災まちづくり大賞を受賞した地域の町内会長による体験談を踏まえた講義を行うとともに、自主防災組織の育成手法の修得のため、図上訓練(DIG)、災害シミュレーション(災害対応型ゲーム)等に取り組みました。

また、課題研究では、一般行政職員と消防職員とのバランスを考慮した班編制を行い、班ごとに学生が日頃抱えている問題の中から研究課題を決定し、その解決方策を探るため、限られた時間の中で、昼夜にわたる熱心な討議を行いました。最終的に問題解決の端緒が得られ有意義なものとなりました。

課題研究発表においては、消防庁防災課職員の立会いの下、各班とも緊張の中、満足のいく発表ができたようでした。



図上訓練(DIG)

研修を終えた学生からは、「課題研究を通じて、それぞれの立場での問題点の把握ができ、解決策の協議、検討を行えたことは大変有意義だった。」「一般行政機関と消防機関との連携の重要性についても認識が深まった。」などの感想が寄せられました。

さらに、「自主防災組織の指導についても、研修を通じて訓練手法、指導要領を学ぶことができ、早速実践していきたい。」などの声が聞かれました。

今後は、自主防災組織の育成及び活性化を推進する上で、消防大学校で得た知識、技術をその指導役として十分に活用・発揮し、地域の安心安全の確保のために貢献出来るよう期待します。



課題研究発表



## 平成22年度教育訓練実施状況について

平成22年度の教育訓練実施状況は下表のとおりです。これまでの合計実績とともにお知らせします。

| 区 分              |                            |               | 実 績   |                             |                             |        | 卒業生数<br>合 計 |
|------------------|----------------------------|---------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|--------|-------------|
|                  |                            |               | 消防講習所 | 消防大学校                       |                             |        |             |
|                  |                            |               |       | 昭和23. 6<br>～昭和34. 3<br>卒業生数 | 昭和34. 4<br>～平成22. 3<br>卒業生数 | 平成22年度 |             |
|                  |                            |               |       | 回数                          | 卒業生数                        |        |             |
| 学<br>科           | 総合教育                       | 幹 部 科         | (未実施) | 3,313                       | 5                           | 265    | 3,578       |
|                  |                            | 上級幹部科         | 668   | 3,682                       | 1                           | 46     | 4,396       |
|                  |                            | 新任消防長・学校長科    | (未実施) | 377                         | 2                           | 87     | 464         |
|                  |                            | 消防団長科         | 453   | 1,770                       | 2                           | 43     | 2,266       |
|                  | 専科教育                       | 警 防 科         | (未実施) | 5,815                       | 2                           | 120    | 5,935       |
|                  |                            | 救 助 科         |       | 2,802                       | 2                           | 119    | 2,921       |
|                  |                            | 救 急 科         |       | 3,328                       | 1                           | 31     | 3,359       |
|                  |                            | 予 防 科         | 386   | 5,595                       | 2                           | 96     | 6,077       |
|                  |                            | 危険物科          | (未実施) | 467                         | 1                           | 36     | 503         |
|                  |                            | 火災調査科         |       | 865                         | 2                           | 96     | 961         |
|                  |                            | 新任教官科         |       | 546                         | 1                           | 0      | 546         |
|                  | 計                          | 3,120         |       | 31,958                      | 21                          | 939    | 36,017      |
|                  | その他                        | 本 科           | 796   | 2,558                       | (統合済)                       |        | 3,354       |
|                  |                            | (専修科等)        | 817   | 840                         | (廃止済)                       |        | 1,657       |
| 実<br>務<br>講<br>習 | 教緊<br>育急<br>科消<br>防援<br>助隊 | 指揮隊長コース       | (未実施) | 431                         | 1                           | 34     | 465         |
|                  |                            | 高度救助コース       |       | 188                         | 1                           | 48     | 236         |
|                  |                            | NBC・特別高度救助コース |       | 433                         | 1                           | 47     | 480         |
|                  |                            | 航空隊長コース       |       | 183                         | 2                           | 66     | 249         |
|                  | 防危<br>災機<br>教管<br>育理<br>科・ | トップマネジメントコース  |       | 971                         | 2                           | 129    | 1,100       |
|                  |                            | 危機管理実務コース     |       | 2,041                       | 1                           | 64     | 2,105       |
|                  |                            | 国民保護コース       |       | 346                         | 1                           | 41     | 387         |
|                  |                            | 自主防災組織育成コース   |       | 280                         | 1                           | 50     | 330         |
|                  | その他                        | 新任消防長・学校長コース  |       | 78                          | (学科移行)                      |        | 78          |
|                  |                            | 火災調査講習会       |       | 2,640                       |                             |        | 2,640       |
|                  |                            | 消防教育訓練コース     |       | 4,008                       |                             |        | 4,008       |
|                  |                            | 消防学校長研修会等     |       | 994                         |                             |        | 994         |
|                  |                            | 航空隊コース        |       | 668                         |                             |        | 668         |
|                  | 計                          | 0             |       | 13,261                      | 10                          | 479    | 13,740      |
| 合 計              | 3,120                      | 45,219        | 31    | 1,418                       | 49,757                      |        |             |

注1 過去の訓練は、学科・実務講習別に、内容に応じて現行区分により整理している。  
 注2 平成22年度の新任教官科は、東日本大震災により途中閉講とした。

# 平成23年秋季全国火災予防運動

## 予防課

消防庁では、「消したはず 決めつけしないで もう一度」を平成23年度全国統一防火標語とし、平成23年11月9日から15日までの7日間にわたり、平成23年秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日（一部地域を除く。）から毎年実施されているものです。この運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催が予定されておりますので、防火に対する正しい知識・技能習得のため、積極的に参加していただくようお願いします。

なお、今回の火災予防運動では、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されたことから、未設置世帯に対する働きかけ及び適切な維持管理に関する周知をはじめ、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を活用し、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を行うこととしています。また、この運動の実施にあわせ、火災の主要発生原因の一つとなっている「たばこ」に関して注意喚起広報を行う「たばこ火災防止キャンペーン」を全国一斉に実施します。



「平成23年秋季全国火災予防運動」広報ポスター

### 「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



「たばこ火災防止キャンペーン」ポスター

# **婦人(女性)防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ**

防災課

婦人(女性)防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的として、地域において活動している組織です。平成22年4月1日現在、全国各地で1万709団体、約172万人のクラブ員のみなさんが活動されています。

## 婦人(女性)防火クラブの活動

婦人(女性)防火クラブは、地域の実情に応じて様々な活動をしています。主な活動例としては、火災予防の啓発活動があります。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防に関する知識の普及啓発や、消火器取扱訓練などの実演を通じた火災予防のための技術向上に貢献しているほか、紙芝居・人形劇など、子どもたちに興味を持ってもらえるよう工夫を凝らした啓発活動を進めているクラブもあります。特に、平成23年6月の全ての住宅に対しての住宅用火災警報器の設置義務化に向けては、イベントを通じた設置の呼びかけや、住宅用火災警報器を地域で共同購入するなどの取組を行い、積極的な設置促進活動が実施されました。

さらに、防火に関する取組だけでなく、地域の防災に関する取組など幅広い活動が行われています。地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加、災害時における炊き出しなどの後方支援活動などが実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。このほか、東日本大震災においては、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等、各地のクラブが様々な形で支援活動を行っています。

また、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる災害時要援護者に配慮した地域づくりの一環として、災害時要援護者宅への日常の家庭訪問による防災点検等が実施されています。災害時の避難誘導の実施(そのため

の日頃からの訓練)なども含めて、婦人(女性)防火クラブの皆さんの知識やネットワークを生かした災害時要援護者への支援活動に対する期待はますます高まってきているといえます。

## 連携によるメリット

婦人(女性)防火クラブ活動は、「我が家から火を出さない」防火運動を原点に、他のクラブ・組織との連携や情報交換により一層の活動の充実が期待できます。現在、42道府県で婦人(女性)防火クラブの連絡協議会が設立されており、クラブ間の意見交換や合同研修など交流が行われています。また、同様に地域防災を担う消防団や地区の自主防災組織、社会福祉団体やボランティア団体などの地域の関係機関・団体との連携も重要です。合同での防火・防災訓練や意見交換の場を持つことで、災害時にもスムーズな協力体制の構築が期待できるほか、日頃からの顔の見える関係づくりは、いざというときの災害対応活動時にも非常に効果があります。さらにこのことは、地域防災力向上に大きく貢献するほか、地域コミュニティの維持・向上にも役立つものと考えられます。

## 活動の活性化に向けて

婦人(女性)防火クラブは地域の防火・防災を担う重要な役割を担っていますが、クラブ員は近年減少傾向にあり、その活性化が求められています。火災や災害といった緊急時に、地域に根差した女性の方々の災害対応活動が非常に大きな力になることは間違いありません。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下に、火災や災害に強い安心安全なまちづくりのために、より多くの方々に婦人(女性)防火クラブ活動に積極的に参加していただきたいと考えています。



住宅用火災警報器設置推進活動〔伊勢崎市女性防火クラブ〕  
(写真提供：群馬県伊勢崎市)



炊き出し訓練〔愛知県婦人消防クラブ連絡協議会〕  
(写真提供：愛知県消防協会)



# 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ 〔11月9日は「119番の日」〕 ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

## 11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するためには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用ください。

## How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は管轄する消防本部の指令室や消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報件数は全国で約800万件（平成22年中）にのぼっており、統計的にみると3.5秒に1回、14人に1人が119番通報をしていることとなります。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

### ①一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令管制員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

#### 〈火災の場合〉

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

#### 〈救急の場合〉

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

#### 〈事故の場合〉

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、緊急通報の際、通報内容から傷病者の生命がおびやかされていると思われる場合、傷病者への気道確保や胸骨圧迫（心臓マッサージ）などの応急手当をお願いします。また、適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねす

る場合があります。

### ②携帯電話からの通報にかかる注意点

近年、携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報は通報総数の約3割を占めています。平成19年4月より、携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報が消防本部に通知されるシステムの運用が始まりました。平成23年4月1日現在、476消防本部でこのシステムが導入されています。位置情報を通知するシステムの導入が進んでいるところですが、迅速かつ確実な消防業務を行うため、次の点についてご協力をお願いします。

- ・ 通報場所の住所の確認をお願いします。分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- ・ 確認のため、消防本部から折り返し電話をかけることがあります。通報後も携帯電話、PHSの電源は入れたままでお願いします。

### ③IP電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、契約しているIP電話事業者に確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

### ④音声以外の119番通報

電話による音声通報以外の119番緊急通報手段として、FAXやインターネット（Eメール）による119番通報を受け付けている消防本部もあります。通報要領は、消防本部により異なりますので、管轄する消防本部にお問い合わせください。

## 119番通報の訓練をしよう！

火災や救急の必要な場面に遭遇した時には、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざという時に、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。





## 第20回全国女性消防操法大会の開催

防災課

女性消防団員及び自主防災組織の女性消防隊員（以下「女性団員等」という。）の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国女性消防操法大会を神奈川県横浜市で開催します。

本大会においては、迅速、確実かつ安全に行動できるよう、日頃から訓練を重ね、消防操法技術の習得に励んでいる全国の女性団員等の中から、各都道府県の代表として44隊が参加します。

### 1. 開催日時及び場所

日 時：平成23年10月19日（水）9時30分～15時10分  
場 所：横浜市消防訓練センター  
（神奈川県横浜市戸塚区深谷町777番地）

### 2. 内 容

- (1) 開 会 式（9：30～10：30）
- (2) 操法開始（10：30）
- (3) 休 憩（12：00～12：30）
- (4) 操法終了（14：00）
- (5) 訓練展示（14：05～14：30）
- (6) 表 彰 式（14：30）
- (7) 閉 会 式（15：00～15：10）

### 3. 参加人員 約3,500名

### 4. 全国女性消防操法大会

全国女性消防操法大会は、都道府県代表の女性団員等が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会です。

本大会で実施される軽可搬ポンプ操法は、5人1組により、「士気、規律」「迅速な行動、動作、チームワーク」「確実な操作」「消防用機械器具の精通とその愛護」「各隊員の安全」等を競技します。

### 5. 訓練展示

本大会においては、来場者に女性消防団員を含めた消防団による救助活動の重要性を伝



くアピールし、女性消防団員等の幅広い活動に理解を深めていただくため、救助資機材搭載型車両及び救助資機材を活用した震災想定訓練を行います。

### (1) 訓練参加隊員

横浜市港北消防団（5名）、三浦市消防団（5名）、茅ヶ崎市消防団（5名）

### (2) 訓練内容

関東地方に震度6強の地震により、建物火災や救助事案が発生したと想定し、家屋の倒壊現場や火災現場において、出場3消防団が救助資機材搭載型の車両及び救助資機材等を活用し、避難誘導、救助活動、消火活動等を行います。

### 6. 主催及び協力

主 催：消防庁、財団法人日本消防協会

協 力：神奈川県、横浜市、財団法人神奈川県消防協会、神奈川県消防長会

### 7. 出場消防団

#### 第20回全国女性消防操法大会出場順

| 軽可搬ポンプ操法 |      |            |      |             |
|----------|------|------------|------|-------------|
|          | 都道府県 | 1 コース      | 都道府県 | 2 コース       |
| 1        | 兵庫県  | 豊岡市女性消防隊   | 奈良県  | 生駒南支部女性消防隊  |
| 2        | 岐阜県  | 大垣市女性消防隊   | 三重県  | 尾鷲市女性消防隊    |
| 3        | 沖縄県  | ニライ女性消防隊   | 大分県  | 別府市女性消防隊    |
| 4        | 群馬県  | 渋川市女性消防隊   | 熊本県  | 美里町女性消防隊    |
| 5        | 埼玉県  | 熊谷市女性消防隊   | 秋田県  | 横手市平鹿女性消防隊  |
| 6        | 茨城県  | 北茨城市女性消防隊  | 北海道  | 鶴川女性消防隊     |
| 7        | 大阪府  | 枚方市女性消防隊   | 島根県  | 松江市女性消防隊    |
| 8        | 山梨県  | 市川三郷町女性消防隊 | 高知県  | 土佐清水市女性消防隊  |
| 9        | 香川県  | 坂出市女性消防隊   | 和歌山県 | 白浜町女性消防隊    |
| 10       | 福岡県  | 八女市女性消防隊   | 神奈川県 | 港北女性消防隊     |
| 11       | 東京都  | 新宿女性消防隊    | 千葉県  | 東金市女性消防隊    |
| 12       | 岡山県  | 真庭市女性消防隊   | 広島県  | 安芸太田町女性消防隊  |
| 13       | 福島県  | 出場辞退       | 山形県  | 山辺町女性消防隊    |
| 14       | 岩手県  | 出場辞退       | 愛媛県  | 松前町女性消防隊    |
| 15       | 山口県  | 下関市女性消防隊   | 栃木県  | 那須烏山市女性消防隊  |
| 16       | 佐賀県  | 多久市女性消防隊   | 長野県  | 佐久市女性消防隊    |
| 17       | 福井県  | 若狭小浜女性消防隊  | 長崎県  | 長崎市女性消防隊    |
| 18       | 滋賀県  | 新庄中町女性消防隊  | 京都府  | 京丹後市女性消防隊   |
| 19       | 鹿児島県 | 枕崎市女性消防隊   | 富山県  | 氷見市女性消防隊    |
| 20       | 新潟県  | 糸魚川市女性消防隊  | 鳥取県  | 日南町福栄女性消防隊  |
| 21       | 青森県  | 青森市青桜女性消防隊 | 愛知県  | 半田市女性消防隊    |
| 22       | 静岡県  | 島田市女性消防隊   | 石川県  | 内灘町向粟崎女性消防隊 |
| 23       | 徳島県  | 小松島市女性消防隊  | 宮城県  | 日南市女性消防隊    |
| 24       | 宮城県  | 出場辞退       |      |             |

※岩手県・宮城県・福島県については、東日本大震災に伴う諸事情により出場辞退。

# 第59回全国消防技術者会議の開催

消防大学校 消防研究センター

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると同時に、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第59回全国消防技術者会議」を下記のとおり開催します。

## 1. 開催日時

平成23年10月20日（木）～21日（金）の2日間

## 2. 場所

ニッショーホール（日本消防会館）  
住 所：東京都港区虎ノ門2-9-16  
電 話：03（3503）1486

## 3. 内容

### (1) 10月20日（木）

#### 【午前の部】

##### ○特別講演

「想定外を生き抜く力 ～大津波から生き抜いた釜石市の児童・生徒の主体的行動に学ぶ～」

群馬大学大学院教授 片田 敏孝 氏

##### ○展示発表1（昼休み時間に実施）

- ・消火栓の雨水排出のための三角バケツ作成
- ・搬送困難例における小型軽量胸骨圧迫心臓マッサージ機の開発について
- ・ストレッチャー上での胸骨圧迫を有効にするために
- ・救助活動用アンカーマットの開発について
- ・消防活動用安全帯の改良
- ・安全な消火活動のためのショアリング技術の開発（消防防災科学技術研究推進制度平成22年度終了研究課題）

#### 【午後の部】

##### ○研究発表・セッション1（安全対策）

- ・残火処理活動現場等に存在する粉塵等の検証と防護方策（その2）
- ・交通事故防止に有効なコミュニケーション醸成方策に関する検証
- ・震災倒壊建物に対して安定化技術を導入した救出活動要領について
- ・無炎燃焼時における一酸化炭素の拡散に関する研究
- ・消防隊員の疲労度判定方法の検討について（その2）

##### ○研究発表・セッション2（機器開発改良）

- ・火災調査結果に基づく出火防止対策
- ・21型ノズルとガンタイプノズルを併用できる定流量器の検証
- ・新たな消防資機材の装備と検証〔消火栓自己圧力による給水〕

・より迅速安全な応急はしご

##### ○研究発表・セッション3（原因調査・消防戦術）

- ・ペットボトルが太陽光を収束し発生した収れん火災
- ・飲食店舗の消毒用エタノールに引火した火災事例
- ・可搬式消防ポンプの燃料連続漏洩を要因とした火災事例
- ・小屋裏等への放水による散水状況の把握について
- ・水面上を漂う微量油分の分析方法の検証
- ・放火からみた火災の実態

### (2) 10月21日（金）

#### 【午前の部】

##### ○平成23年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例に関する消防庁長官表彰式

##### ○研究発表・セッション4

（消防庁長官表彰受賞作品1）

##### ○展示発表2（昼休み時間に実施）

消防庁長官表彰受賞作品2（消防防災機器の開発・改良）

#### 【午後の部】

##### ○研究発表・セッション5

（消防庁長官表彰受賞作品2）

##### ○研究発表・セッション6

（消防防災科学技術研究推進制度平成22年度終了研究課題）

・消防職員のストレスマネジメントシステムの開発と利用

・火災旋風の発生予測ソフトウェアの開発

・災害時の倒壊構造物の安定化のためのショアリング基本構造の理論的検討

・圧縮空気泡を用いたアルミニウム火災の消火に関する研究

##### ○研究発表・セッション7

（消防研究センター研究報告）

・消防研究センターにおける過去5年間の研究開発成果

・2011年東北地方太平洋沖地震による被害に関する消防の視点からの第一次調査結果について

#### 聴講申込み・問い合わせ先

消防大学校消防研究センター 研究企画室

住 所：東京都調布市深大寺東町4-35-3

電 話：0422（44）8331（代）

F A X：0422（44）8440

E-mail：59\_gijutsusha@fri.go.jp

H P：http://www.fri.go.jp

# 8月の主な通知

| 発番号                     | 日付          | あて先  | 発信者                        | 標 題  |
|-------------------------|-------------|--|----------------------------|--|
| 消防救第217号<br>医政指発0801第3号 | 平成23年 8月 1日 | 各都道府県消防主管部（局）長<br>各都道府県衛生主管部（局）長             | 消防庁救急企画室長<br>厚生労働省医政局指導課長  | 「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について   |
| 消防予第298号                | 平成23年 8月 8日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各政令指定都市消防長            | 消防庁予防課長                    | 住宅用火災警報器の普及率の推計結果（平成23年6月時点）について   |
| 消防災第265号                | 平成23年 8月10日 | 各都道府県知事<br>各指定都市市長                           | 消防庁長官                      | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）  |
| 消防予第316号                | 平成23年 8月17日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各政令指定都市消防長            | 消防庁予防課長                    | 建築物防災週間（平成23年度上期）の実施について   |
| 消防特第136号<br>23保安第36号    | 平成23年 8月30日 | 関係県消防防災主管部長                                  | 消防庁特殊災害室長<br>原子力安全・保安院保安課長 | 石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）  |
| 消防災第295号                | 平成23年 8月30日 | 各都道府県知事<br>各指定都市市長<br>各都道府県議会議長<br>各指定都市議会議長 | 消防庁長官                      | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正部分の施行について） |
| 消防救第244号                | 平成23年 8月30日 | 各都道府県消防防災主管部（局）長                             | 消防庁救急企画室長                  | 地域メディカルコントロール協議会の救急蘇生統計集計結果について  |
| 消防救第239号                | 平成23年 8月31日 | 都道府県知事                                       | 消防庁次長                      | 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について  |
| 消防救第248号                | 平成23年 8月31日 | 各都道府県消防防災主管部（局）長                             | 消防庁救急企画室長                  | 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正に伴う留意事項について   |

# 消防庁人事

## 平成23年 9月13日付

| 氏 名     | 新   | 旧   |
|---------|---|---|
| 東 高 士   | 出向（総務省大臣官房総務課課長補佐 併任 総務省大臣官房総務課復旧復興支援室室員 併任 総務省大臣官房企画課政策室室員へ） | 国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 |
| 小 林 弘 史 | 国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官   | 総務省大臣官房秘書課課長補佐  |

## 平成23年 9月15日付

| 氏 名     | 新                 | 旧            |
|---------|-------------------|--------------|
| 松 元 照 仁 | 出向（総務省自治大学校部長教授へ） | 消防・救急課救急企画室長 |
| 海老原 論   | 消防・救急課救急企画室長      | 総務省大臣官房付     |

# 広報テーマ

| 10 月  |                          | 11 月  |                         |
|---|--------------------------|---|-------------------------|
| ①ガス機器による火災及びガス事故の防止<br>②火山災害に対する備え<br>③消防の国際協力に対する理解の推進<br>④地震に対する日常の備え | 予防課<br>防災課<br>参事官<br>防災課 | ①秋季全国火災予防運動<br>②婦人（女性）防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ<br>③正しい119番通報要領の呼びかけ<br>《11月9日は「119番の日」》 | 予防課<br>防災課<br><br>防災情報室 |